

大阪府指定出資法人評価等審議会（第2回）

- と き 令和6年5月13日（月曜日）15：00～16：30
- と ころ Web 開催
- 出席者 新生 雅則（F&Link 株式会社 公認会計士）
上野山 達哉（大阪公立大学大学院経営学研究科・商学部 教授）
小沢 貴史（大阪公立大学大学院経営学研究科 グローバルビジネス専攻 教授）
村井 恵美（恵み法律事務所 弁護士）
山口 朋子（株式会社コングレ 監査役）
山田 美智子（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主任研究員）
- 議 事 令和6年度の経営目標について（事務局説明）
- （1）堺泉北埠頭（株）
 - （2）（一財）大阪府みどり公社
 - （3）（公財）大阪府漁業振興基金
 - （4）大阪府保健医療財団

（1）堺泉北埠頭（株）

資料に基づき、事務局から令和6年度経営目標案の説明

- 委 員：「売上高営業利益率」について、令和5年度実績が目標値を上回り達成見込みとなっている。そのため、新規事業の初期投資費用等がかかるということも理解できるが、令和6年度目標が中期経営計画通りの14.0%だと少し低いように感じてしまう。
- 法 人：ご指摘のとおり、実績としては少し上がっているところではあるが、2月から開始した緑地運営事業について、当初予定よりも維持管理費用がかかるなど、運営開始後に見えてきた部分もあり、14.0%という目標数値は妥当と考えている。
- 委 員：中期経営計画最終年度の令和8年度に12.0%まで減少するというのは、また別のコストが発生するということか。
- 法 人：令和8年度については、埠頭再編が最盛期を迎えており、助松地区におられる中古車事業者に夕凧地区の方に移転していただくことになるため、その移転にかかる補償費が多く発生する見込みとなっている。
- 委 員：最重点目標である「埠頭上屋・荷捌地の利用稼働率」のR6目標設定の考え方（数値の根拠）欄に記載のある『荷捌地の一部返却を見込んでいた』とはどういった意味か。
- 法 人：以前は、コロナ等の影響があり、自動車船が寄港せず、中古自動車が荷捌地に滞留する傾向にあったが、令和5年度は自動車船の寄港数が増加し滞留が解消される、荷捌地にある中古自動車が船に乗って運ばれることで、その荷捌地が事業者から返却される、という見込みを立てていた。実際には、中古自動車の需要が高まったことで、さらに荷捌地を借りていただくことができ、荷捌地の稼働率が少し上がったという状況になっている。
- 委 員：戦略目標達成のための活動事項に「港湾施設遠隔監視システムの増設（カメラ設置）」という項目が昨年度も今年度も記載がある。これは毎年度増設するということなのか、あるいは、昨年度は記載していたが、実際は増設を行わなかったため、今年度に増設するということなのか。
- 法 人：利用者サービスの向上という観点から、毎年度増設している。
- 委 員：同じ活動事項に、昨年度も今年度も「フォスタジオの設置」という項目があるが、これは設

置したらずっと設置されているというわけではなく仮設のものということか。

法人：中古車の写真を撮るためのもので、当然不要となれば撤去されるが、ある程度恒常的に設置されるもの。利用者の要望に応じて設置しており、昨年度は要望がなかったため、設置の実績はなかったが、今年度も要望があれば対応していく。

(2) (一財) 大阪府みどり公社

資料に基づき、事務局から令和6年度経営目標案の説明

委員：様式1の「農地の貸付面積」で中期経営計画で24.6ha以上(R2実績)から25ha以上(R7)と数値で見ると0.4haとそれほど大きな増にはみえないが、貸付面積を増やすことはかなり大変で難しい業務なのか。また、地域への働きかけとあるがどういったことをされているのか。

法人：貸付面積を増やすのはかなり大変であり、様々な調整や時間を要すること、また、これまで、農地貸借の申出やマッチング業務は農地中間管理機構である当法人の業務であったが、令和5年度からの法改正により市町村等の業務となりそれらの影響もある中、貸付面積の増に取り組んでいるところ。

現在、法改正により市町村は地域の農業者等との話し合いにより令和6年度までに地域計画(将来の農地のあり方や目標とする農地利用の姿を示した地図の作成等)を策定する必要があるが、そこに当法人も参画し、制度の説明や助言などの支援を行い農地貸借につなげていく等の働きかけを行っている。

委員：「SNSによるちはや園地の魅力発信に対するフォロー数等」だが指標の対象となるSNSのアカウント名がわかるよう、様式に追記していただきたい。

法人：承知した。

委員：「農地の貸付面積」について、戦略目標に「農地の集積・集約化と遊休農地解消」とあるが、具体的には、遊休農地を、法人が買い取りではなく借り受けて、別の農業従事者に貸し付けるということか。

法人：そのとおり。遊休農地だけではなく、営農が難しくなった場合なども含まれる。

委員：一般の者が希望しても借りることは可能か。

法人：農業委員会での一定の審査がある。なお、法改正により貸付面積の下制限が撤廃され貸付条件が緩和されている。

委員：農地貸付は事業として「農業」を行う場合の貸付か。家庭菜園は含まれないとの理解でよいか。

法人：そのとおり。

委員：借り受ける農地には相続放棄のあった農地なども含まれるのか。

法人：現状では含まれていない。

委員：「森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手した市町村数(森林を有する33市町村中)」について、令和5年度目標未達成となっているが、令和7年度末累計目標値25市町村に対して現時点の累計達成数は何市町村か。

法人：10市町村。

委員：令和7年度末まであと15市町村の着手が必要となるが、かなり積極的に各市町村に寄り添った働きかけや取組みを行わないと達成は難しいのではないか。この着手とはどの時点をいうのか。

法人：各市町村において森林整備の計画を策定いただき、その計画に基づいて実際に森林の整備に着

手した時点をいう。

委員：そうすると着手までにはかなり時間を要するかと思う。今後の対応欄にも記載されているように、さらに積極的にフォローしていかないと累計数であるので未達が積み重なると最終年度の累計目標値の達成が難しくなる。挽回のための積極的な取組みを検討いただきたい。

(3) (公財) 大阪府漁業振興基金

資料に基づき、事務局から令和6年度経営目標案の説明

委員：「管理費」の令和6年度目標設定の考え方の中で、事務局長ポストが府派遣再任用職員から現職職員へ変更となったという記載についてだが、これは、規程等で決まっている事項なのか、それとも単に適任者が選定された結果ということか。

法人：規程等で決まっているものではなく適任者が選定された結果である。

委員：「管理費」の目標値については中期経営計画で、令和6年度から最終年度の令和8年度まで2,650万円だが、事務局長ポストは、令和8年度まで府現職職員が継続して就かれるという理解でよいか。

法人：そう見込んでいる。

(4) 大阪府保健医療財団

資料に基づき、事務局から令和6年度経営目標案の説明

委員：23 ページ、「休日検診の受診者数」の要因分析で、子宮がん・乳がんの受診者数自体は増えているとの記載があるが、これは法人内での受診者数か。つまり、平日の受診者が増えているということか。

法人：そのとおり。

委員：「休日検診の受診者数」を今後も成果測定指標にするのであれば、全体の受診者数を増やしていくことは、引き続き必要になってくると思う。